

26.4.27

VIII  
15

社会教育審議会令の一部を改正する政令案要綱

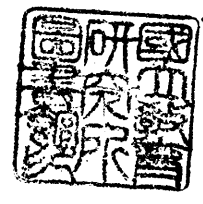
8-2  
15

天野 155

一、社会教育審議会の所掌事務の中に、「公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に関する事項」を加えること。

二、現行委員定数百八十八人を百六十人に減少すること。

三、社会教育施設分科審議会を設けること。



26. 4. 27

社会教育審議会令の一部を改正する政令案  
政令第 号

社会教育審議会令の一部を改正する政令  
内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第二十  
四條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

社会教育審議会令（昭和二十五年政令第九十七号）の一部を次の  
ように改正する。

第一條中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 公民館、図書館、博物館、博物館等の社会教育施設に関する事項

第二條第一項中「百八十八」を「百六十二」に改める。

第六條の表中

労働者教育 分科審議会	労働者に対する社会教育に関する事項
----------------	-------------------

労働者教育 分科審議会	労働者に対する社会教育に関する事項
社会教育施設 分科審議会	公民館、図書館、博物館等の社会教育 施設に関する事項

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

今次の審議会等の整理の一環として社会教育審議会の委員の定数を減少し、及び公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に関する事項を分担して審議させるため新たに社会教育施設分科審議会を設ける必要があるからである。